

## 令和3年度 第7回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和4年(2022年)3月9日(水) 18:00~19:00

方 法 オンライン開催

出席者 別添出席者名簿のとおり

### 1 開 会

#### ○事務局（今澤課長補佐）：

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第7回受動喫煙防止対策専門部会を開会いたします。私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課の今澤です。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式での開催としており、大西部会長と北海道教育庁の井川課長及び事務局は、道庁本庁舎の会議室から、出席者の皆様は、それぞれの所属等においてオンラインで参加していただいております。出席者の皆様につきましては、通常時はマイクをオフにいただき、ご発言をされる場合は、「手を挙げるボタン」などを押すなどの合図をしていただければ、こちらからご指名しますので、その際には、マイクをオンにしてご発言をお願いします。また、本日、視聴者として参加されている方については、カメラ及びマイクを常時オフにいただくようお願いいたします。

本日は、北海道町村会、北海道商工会連合会、北海道商工会議所連合会の方がご都合により欠席となりまして、14名中、11名の皆様にご出席をいただいております。ご出席の皆様、本日もよろしくお願いいたします。

続いて、本日の資料ですが、事前に郵送でお送りしております資料をお手元にご用意していただくようお願いいたします。それでは、これからの進行は、大西部会長をお願いいたします。

#### ○大西部会長：

札幌医科大学の大西でございます。

本日は、次第にありますとおり、まず報告事項「令和3年度施設等における受動喫煙防止対策の実施状況について」と、協議事項「『北海道受動喫煙防止対策推進プラン』の推進状況について」となっております。

協議の進め方ですが、まず資料1について事務局から報告いたしまして、その後、資料2で、主な施策の項目ごと今年度の推進状況や次年度の方向性、数値目標に対する達成状況など、事務局の考え方などを整理していますので、その内容に対して皆様からご意見を伺っていくという流れでお願いしたいと思います。

## 2 議 題

### (1) 報告事項：

#### ○大西部会長：

それでは、まず、報告事項について、事務局からお願いします。

#### ○事務局（松野専門員）：

それでは、私から報告事項「令和3年度 施設等における受動喫煙防止対策の実施状況について」について報告いたします。まず資料1-1をご覧ください。

こちらは、道内の第一種施設及び第二種施設に対し、昨年と同様に受動喫煙防止対策に関する調査を行い、結果をまとめたものです。

一番左の項目に記載の「学校等」と「市町村管理施設」については市町村や道所管課から道内の施設リストを入手し、それらの施設全てに対し、屋内外の受動喫煙対策について調査をしております。その下にある「その他の施設」については、道内の公共施設及び民間施設の受動喫煙防止対策の状況を把握するため、先ほどの「学校等」及び「市町村管理施設」を除く5000施設を抽出し、第一種施設・第二種施設、飲食店の3パターンに分けてアンケート調査を行っております。

まず、「学校等」について、ここに該当する施設については法律で屋内の禁煙、道条例において屋外の禁煙を規定しております。ピンク色の行の内、対策の実施の有無については屋内外共に100%となっております。この部分については、昨年度は屋外の対策で0.3%、11施設で対策がとられておらず、実施率が99.7%という結果でしたが、調査後に道条例について説明の上、対応等を依頼し、今年度調査時には全ての施設で敷地内禁煙の対応がされたという結果になっております。

続いて「市町村管理施設」及び「その他の施設」についてですが、こちらは前年度との比較をしております資料1-2をご覧ください。

市町村管理施設について、青の行の部分となりますが、昨年に比べ回答施設数が46施設増加しており、屋内の対策につきましては、市町村の本庁舎や図書館、美術館では100%対策が実施されており、そのほかの施設についても9割以上では対策が実施されており、全体では0.8ポイント実施率が上昇しておりますが、入浴施設で実施率が2%減少するなど全体で0.4ポイント実施率が低下しております。第二種施設の屋外の対策については法律で規制されず、道条例についても通行量を考慮して灰皿等の設置場所に配慮することと配慮義務のみとなっていることから、今後積極的な取組が推進されるよう市町村に対し、条例の趣旨について周知啓発を続けるとともに、管理施設への対応を働きかける必要があると考えております。

次に「その他の施設」についてですが、昨年5月に開催した第3回本部会において、昨年度の実績を報告した際に、北海道歯科医師会の田西委員より、“回答率が少し低く、その中でも回答率の低い業種がある”というご意見をいただいていたところです。

こちらについて、今年度は調査回答率が向上するよう、業務等でつながりのあるコンビニ

の弊社やホテル旅館生活衛生同業組合へ、調査が来た施設には協力していただく旨各所管施設への周知を依頼したり、調査委託事業者からの催促はがきを未提出者に送付するなど対応いたしました。

また、“受動喫煙対策がうまくできていないために回答してこない施設もあるのではないか”とのご意見もございましたので、別の資料でも説明いたしますが、今年度の取組として、道内理美容所及び屋内運動施設に対して、現在、法改正や道条例に基づく受動喫煙防止対策の普及啓発を通知しているところです。

屋内の対策の実施についてですが、診療所や薬局等、また国の機関でも若干数値がマイナスとなっております。薬局等の中には、助産所や鍼灸整骨院なども含まれますが、こちらについては、対策を全くしていないわけではなく、“予約診療でわざわざ施設で喫煙する者がいないため特別何もしていない”といったような理由で「対策をしていない」と回答されているものが複数確認できましたので、次年度以降はそういった施設が屋内の対策なしと回答しないよう、調査票の内容の明瞭化を図りたいと考えております。

飲食店についてですが、黄色の色つきの下の表をご覧ください。飲食店の表示について、法律では喫煙している店舗がその旨を掲示することとしており、禁煙している店舗は明確にわかりにくいことから、道条例では禁煙の施設は禁煙表示することを義務化しているところです。この表の右側になりますが、道条例で義務化した禁煙表示をしている店舗が2.9ポイントマイナスとなっていることから、引き続き飲食店の許可申請の際の道条例の規定の周知などを進める必要があると考えております。これについては、飲食店の許可申請を受け付ける各保健所において、食品衛生所管課と連携して啓発いただくよう改めて周知徹底していきたいと考えております。

また、抽出調査の全体的な結果としまして、調査対象が前回と異なるものによる誤差もございましたが、屋内・屋外での取組を実施している施設は共に昨年度よりマイナスとなっている施設区分が多いことから、引き続き、各施設区分への普及啓発が求められます。

実際にアンケートの回答の中には、“今回のアンケートで法に基づき対応しなければならぬことを知ったのでありがたい。”などのコメントもあり、調査そのものが普及啓発にもつながっているとも思われます。引き続き本調査や様々な機会を通じて普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

資料1については以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。事務局から報告事項について説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

単純にR2、R3と比較してしまいますと回答している施設が異なっていたりですとか、

あるいは飲食店なども、今回新規に開設した飲食店等などは条例のことなどをまだ情報が届いていないということもあつたりしますので、データ分析をする際、なかなか難しいんですけども、R2とR3両方回答した施設に限ると、例えばR2では対策をしていないと回答していたけれども、R3では対策をしていると回答するところが増えるといったような分析もできると思いますので、少し分析の手間はかかるとは思いますが、そういった検討もされるとよいのではないかなと考えております。

何か委員の皆様からほかのご意見等ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

## (2) 協議事項：

### ○大西部会長：

続いて、協議事項について事務局からご説明をお願いします。

### ○事務局（松野専門員）：

続いて、協議事項「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の推進状況について説明いたします。資料 2-1 をご覧下さい。こちらは参考資料として添付しておりますプランの具体的な施策や法と連動した取組に紐付けて今年度の推進状況と次年度の方向性を記載しております。

まず、「1 普及啓発」についてです。全て説明すると時間がかかってしまいますので、要点を説明させていただきます。

説明会の開催やポスター・リーフレットなどの資材を用いた普及啓発についてですが、今年度は昨年度と同様に、コロナ禍における保健所での業務逼迫などにより、普及啓発の機会が少なくなっている状況です。そういった中でも地域説明会等の開催や、関係団体に対する普及啓発などを進めており、先ほど少し説明しましたが、今年度は理美容所や屋内運動施設について普及啓発の通知を進めているところです。

また、「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」による情報提供では、全道の市町村ホームページへのリンク掲載を依頼しておりますが、1月末時点で道内 179 市町村のうち 166 市町村が掲載いただいており、今年度中に 177 市町村となる予定で、本ポータルサイトやツイッター等を活用した情報発信を進めるほか、今年のがん対策サポート企業に対するリーフレット送付なども実施しており、今後も積極的に取り組む企業などを通じて、家庭や職場など、子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけを進めていく方向性です。

次に「2 学習機会の確保」についてです。No.7 について、道では平成 30 年に喫煙防止健康教育教材として DVD を作成しており、これらの資材を活用した普及啓発の状況を確認しております。今年度はコロナ禍における普及啓発機会の減少のほか、作成した資材の一つが出演者の著作権期間の終了により使用不可となったことなどを受け、普及啓発が遅れとなっていると評価しております。次年度の方向性については、現在、道民や児童保護者、企業に対する受動喫煙防止対策の DVD を作成しておりますので、こういった動画の貸し出しや配信などにより、コロナ禍における学習機会の確保につなげたいと考えております。

また、No.9 の未成年者喫煙防止講座についても、コロナ禍において学校側からの依頼件

数が減っており、対策はやや遅れと評価してございますが、こちら先ほどお話しした DVD 等を活用するなど、学習機会の確保に努めてまいります。

No.10 妊婦等への知識の普及については、イベントなどで普及啓発を進めるほか、他課で毎年周産期母子医療センターや産科・産婦人科等へ通知をおこなうタイミングがございましたので、それに合わせて道条例などについても周知をしていく予定です。

続いて、「3 市町村及び事業者の取組の促進」についてです。No.12 に記載しております、「北海道のきれいな空気の施設登録事業」として、北海道では施設内禁煙をしている飲食店以外の第二種施設を対象として登録事業を展開しており、プランの数値目標として 3,000 件を目標としているところです。

こちらについては住民の方が定期的に利用する銀行や郵便局、ドラッグストアなどを中心に登録が進んでおり、昨年末時点で 971 施設でしたが、1 月末時点で 1,272 施設と増加しており、引き続き関係団体や各地域での登録推進を進めていく予定です。

No.14 については先ほど、飲食店の禁煙表示について説明いたしましたが、各保健所での新規許可申請の際に周知を図るほか、次年度の抽出調査の調査対象施設を、飲食店を中心に増加することを検討しており、現在は総数 5000 件から 7000 件に増やす予定としております。

No.16 の関係団体における取組の促進については全道規模の団体 21 団体が実施しているのに対し、未実施・未回答団体が 120 団体、地域の団体については 121 団体が実施しているのに対し、未実施未回答の団体が 289 団体と、取組未実施等の団体に対する働きかけを強化していく必要があると考えます。

続いて「4 実施状況の調査」と「5 体制の整備」について、調査は先ほど説明したとおりですが、引き続き各施設等の状況把握に努め、今後の普及啓発や効果的な事業につなげていくと共に、協議会や本部会、各会議などで関係各所との情報共有を行い、受動喫煙等の総合的な推進を検討してまいります。

続いて「6 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」について、No.26 の適切な分煙環境の整備について、受動喫煙防止対策助成金についてポータルサイトや保健所において飲食店へ普及啓発するほか、今年 1 月より「市町村への健康づくり情報の配信」を開始し、2 月に屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置に関する情報を提供しており、今後も様々な機会こういった情報提供を進めてまいります。

最後に「7 その他の取組」について、歩きたばこ等の防止についてはポータルサイト及び地域説明会等を通じた普及啓発を継続的に取り組む予定です。

また、サードハンドスモークへの対応については、新しい概念で研究も少なく、健康影響についてもまだ明らかになっておりませんが、今後も受動喫煙の防止と合わせて引き続き適切な情報を周知してまいります。

資料 2-2 についてですが、資料 1 の調査結果や、資料 2-1 での内容を指標に当てはめたものとなります。受動喫煙防止に係る学習機会の確保や飲食店での禁煙表示など、引き続き取組みを進めてまいります。

資料 2 については以上です。

○大西部会長：

事務局から協議事項について説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますか。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

よろしいでしょうか。北海道がんセンターの加藤ですけれども、ご説明ありがとうございました。かなり積極的に進んでいるなという印象を持ちましたけれども、資料 2-1 の No.26 で、市町村に対する地方財政措置と書いてありますよね、これは大体でいいのですが、どのような財政規模となるのか、希望すればかなりサポートしてもらえるのか、それが十分な金額なのかということをお教えいただきたいと思います。

○事務局（今澤課長補佐）：

ご質問ありがとうございます。この件につきましては交付税措置というところもございまして、具体的な金額がこういった形で自治体に入っているかというところが今の段階ではわかりかねるところでございます。財政措置の内容については、少しお時間をいただきまして、改めてご回答する形でもよろしいでしょうか。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

これは新しい措置なのでしょうか、去年はなかったのでしょうか。

○事務局（今澤課長補佐）：

昨年の特典ではすでにごございました。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

わかりました。知りたかったのは、どれだけ実効性があるものなのか、金額とか財政規模にかかわってきますよね。ですので、市町村に周知なさっているということは大変いいことだとは思いますが、それが末端の飲食店に伝わっているのかということ一つと、そういう人たちが希望すればすぐ受けられるサポート体制になっているのか、実効性を知りたいと思いましたので、もしわかれば次回教えていただきたいと思います。

○事務局（今澤課長補佐）：

承知いたしました。周知についてはなかなか図られていないのではないかとこのところもございまして、このたびメール配信の手法を取りまして改めての周知を行ったところではあるのですが、申し訳ありません、手元で詳細を確認できる資料がございませんので、改めてご説明させていただきたいと思います。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

わかりました、お願いします。

○大西部会長：

他にいかがでしょうか。今回はプランが始まったばかりですので、どの程度実施されているのかという、どちらかというアウトプット、実施状況の進捗ということになると思いますが、今後、将来的にはどのくらいの道民の方が受動喫煙の機会が減ったと実感しているかですとか、実効性のところについても中長期的には評価をしていかなければならないなと思っております。

また、今回 5000 件無作為抽出による調査をされて、回答率 2500 ということで半分程度の回答ですので、なかなか分析は難しいと思うのですが、広く北海道全体で、例えば、周知・対策が遅れている地域がないか、2次医療圏ごとなど、この地域が対策が遅れていそうだとことがわかれば、その格差をなくしていくということも重要かと思うので、地域別ごとの実施率のパーセンテージや条例の認知率など、今後 7000 件に増やすということで半数でも 3500 件と数が増えれば地域別の実施状況の割合なども見ていけるのではないかと思いますので、今後の課題と感じております。

○古川事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）：

資料の 2-1 と 2-2 で矛盾があるところがあるんですけど、資料 2-1 の No.14 で禁煙表示の促進で令和 3 年度の施策の取り組み状況は「順調」という評価になっていますよね、数値目標の達成状況 2-2 でいきますと、「遅れ」という評価になっています。資料 2-2 の目標値に対して達成状況が遅れていると、単純に評価をしているんだと思うんですけど、目標値に対して遅れているということは、施策の推進に関しても遅れが生じているんじゃないのかなという印象を受けるところです。

資料 2-2 の達成状況の欄に遅れている部分の数値は記載されておりますが、具体的遅れている原因だとか、何が課題なのかというところを分析していかないと、目標達成に向けた施策の推進というところが進んでいかないのかなと思うところなんです。

これまでの取り組みを強化していくというような書きっぷりにはなっていますが、もう少し具体的にどういったことに取り組んでいくのかというところを記載すべきではないかなという印象を受けました。もし何か考えがございましたらお伺いしたいと思います。

○事務局（松野専門員）：

ご意見いただきましてありがとうございます。今まで実施している内容が実際には効果的な取り組みではない可能性があるという点にございましては、こちらでも分析しきれていないところがございますので、効果的になっていたかどうかというところを引き続き検討させていただきながら、飲食店における禁煙表示の取り組みにつきましては、各保健所での飲食店営業の許可申請の際の普及啓発をより具体的に、リーフレットを配布して終わりではなく、その内容についてもしっかりと伝えていくような対応などを保健所と連携して進めていきたいと考えます。また、先ほどご説明した飲食店等への調査の設問として、道条例で禁煙表示を義務化していることや、掲示をしていない理由について聴取する設問もございましたので、そういった内容についても分析をすすめて、次年度以降のより効果的な取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

○古川事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）：

このプランを作る際には禁煙表示について反対の立場で意見を申し上げましたが、屋内が禁煙だということは法律では決まっていること、それで選択しやすいように条例上では禁煙の表示をしましょうということとしたと承知していますけれども、それではいつまでたっても屋内が禁煙だということが広まっていけないのかなと。禁煙が原則です、その中でうちのお店では喫煙できますよと表示する方が、受動喫煙防止を推進していくには、メリットではないのかなと考えていましたので、そういう意見を述べたところです。

条例はもう決まったことですので、禁煙ステッカーで表示を進めていくということでございましたら、当初の目的である利用者にわかりやすくするというので、推進していただきたいと思います。

また、私どもも、生衛業だけの受動喫煙防止助成金というものの取り扱いをしております。来年度も実施はしますが、そろそろ終わりかなという風にも考えておりますが、2/3の助成が受けられるんですけども、令和2年度からこれまで4件しか取り扱いがない状況です。100㎡以下の既存の店舗はそのまま喫煙可能室を設置できる規定になっておりますので、そのような対応をしている店舗もあり、一概にどちらが良いかという点については事業者の営業方針もございますし、コロナの状況の中で様々な課題もございますけれども、先ほど予算措置のお話ございましたので、私どもも受動喫煙防止の取り組みを行っているということをお知らせしておきたいと思います。ありがとうございました、以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。この資料 2-1 は北海道として、対象の施設にはステッカー配布をしたという取組に関しては順調だけれども、資料 2-2 では実際に掲示をしている店舗の割合でみると遅れがあるというような解釈になりますので、やはり単純に送付をするだけでは掲示の率が進むとは限らないということがこのデータから見えたと思いますので、さらにこのステッカーを掲示してくれる施設を増やすためには、さらなる工夫・取組が必要ということかと思えます。

○笹本特別委員（北海道医師会）：

北海道医師会の笹本でございます。学習の機会の確保についてお聞きしたいのですが、令和2年も3年もDVDの使用状況は16市町村ということで、これが古いDVDで現在新しいものを作成中ということですが、179すべての市町村に見ていただくためにはどのような努力をされる予定なのか、もしお答えできれば教えていただければと思います。

○事務局（松野専門員）：

ご質問ありがとうございます。まず、新しいDVDにつきましては、全市町村や関係団体に配布する予定としております。その上で、市町村における様々な普及啓発の機会を活用いただいたり、一般道民編、児童・保護者編、企業編と3つの内容で作成しておりますので、特定健診などの機会に活用いただくことと考えております。

また、児童につきましては、小学校で実施している未成年者喫煙防止講座など、コロナ禍



で直接学校での講座が難しい状況等もございますので、オンラインやDVDを活用した普及啓発の機会を作るなど、活用されるよう勧めてまいりたいと考えております。

○**笹本特別委員（北海道医師会）**：

それではお聞きしたいのですが、令和2年と令和3年は、DVDは16市町村しか送ってなかったということでしょうか。それとも179市町村に送ったけれども、実際に利用したのが16市町村ということでしょうか。

○**事務局（松野専門員）**：

平成30年に作成したDVDについては、全市町村には配布しておりまして、令和2年度の実績はそのDVDの使用状況を確認した数値です。DVDは2種類配布していたのですが、R2年度でそのうちの1種類を回収しなければならないという状況になりまして、令和3年度の実績は1種類だけの実績ということで16市町村にとどまったという形になっていません。

令和4年度については現在作成中のDVDを配布し、再度、普及啓発に活用していただくよう市町村にも伝えていきたいと考えております。

○**笹本特別委員（北海道医師会）**：

わかりました、積極的に活用されるよう推進をお願いいたします。

○**大西部会長**：

はい、ありがとうございます。こういった推進プランを進める上で、策定した側の自己満足になってしまわないように注意をしなければいけないところでありまして、今回は北海道がん患者連絡会の松本様にもご参加いただいておりますので、松本様の方で、何か北海道の取り組みとしてこれでは不十分ではないかですとか、あるいは患者側からの立場で受動喫煙の機会がもっと減っていくようにといった実感の部分も含めて、何かご意見を頂けますとありがたいです。いかがでしょうか。

○**松本世話人（北海道がん患者連絡会）**：

北海道がん患者連絡会の松本と申します。がん患者からの立場ということもあるのですが、広い意味でせっきく「北海道受動喫煙防止条例」というものができて、“じゃあ北海道って何をしているのか”っていうところを多分道民の皆さんはすごく興味があるはずだと思うんですね。例えば歩きたばこなんかで嫌な煙を浴びた時に、ふと“北海道で受動喫煙防止のための条例ができた”という話を聞いたな”と思う方もいると思うのですが、じゃあ具体的にどういう対策をしているのかという情報が、なかなか一般市民まで伝わっているかというところ、ほとんど伝わっていないのと、その情報を得るにはどこに行けばいいんだろうというところで、一番大事なのがネット社会でコロナ禍ということもあるのでSNSやインターネット上から得る情報というのが非常に幅広い世代でという意味では重要なのかなと思います。

ポータルサイトの閲覧数で、920件から1047件で現状値から増加ということで「順調」と評価されていますが、そこを順調とみるか、月平均1047件なのでそれはどうなのかなという一般市民の感覚として思っていたのですが、それを増やしていくというところでは、もちろん私たちががん患者連絡会も本当に協力していきたいので、もっと増やしていく具体的な何かがあればいいのではないかと考えています。ツイッターだけではなくて、今だとインスタグラムなど、20歳以下の方がバイトする機会もあると思うので発信いただくなど、会社の中で“受動喫煙防止条例があるけど具体的になんだっけ”と思った人に対する情報発信を、いかにインターネットを使ってたどり着くかというところをぜひご協力させていただけたらと考えておりました。

○大西部会長：

大変貴重なご意見ありがとうございます。まさにそのとおりでありまして、自己満足にならないようにというところかなと思いますし、条例の制定の際も、道民運動として盛り上げを期待している部分がありますし、条例の中には道民の責務として、道民としてどういう取組を積極的に取り組んでいかないとならないのかというところも記載されておりますので、道民に広く周知されていくというところを、様々な媒体を活用してさらに進めていかなければならないという風に私も考えております。ありがとうございます。

(3) その他：

○大西部会長：

では、最後になりますが「3 その他」として、出席者の皆様から 本日の議事全体を通して何かご質問やご意見はございますか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

事務局から何かありますか。

○事務局（今澤課長補佐）：

本日はありがとうございました。事務局から一点ご連絡させていただきたいと思います。本専門部会の構成委員の皆様の改選についてです。本専門部会の任期は2年と定めておりまして、令和2年度から参画いただいております皆様の任期は今年度までとなります。皆様にはこれまで、それぞれの見地から様々なご意見を賜りましたことに関しましてお礼を申し上げます。

なお、新年度に入りましたら事務局において改選の手続きを進めさせていただきますが、今年度策定しましたプランの着実な推進を図っていきたいという観点から、現在構成委員となられている皆様には、特段の支障がなければ本会にご参画いただきたいとは考えてお

ります。事務局からは以上でございます。

○大西部会長：

ただいまの説明に関して、ご意見等はございますか。

## 2 閉 会

○大西部会長：

以上をもちまして予定の議事は終了しました。本日も円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

私も部会長を拝命いたしまして2年の任期を無事に終了することができましたのも、皆様のご協力のおかげとっております。コロナ禍でこのようなオンラインですとか、あるいは書面開催という形での進行が多かったわけですけれども、無事に推進プランも策定できましたし、事業もようやくスタートできたというところです。

ただ、本日の議論にもありましたように、これから着実に進んでいくかどうかの評価をしていくことが非常に重要になりますので、また引き続き、皆様のご協力いただければと思います。まずはこの2年間、皆様のご協力にこの場を借りて感謝を申し上げます、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局（今澤課長補佐）：

大西部会長、ありがとうございました。本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページで公開しますので、ご承知おき願います。

○事務局（佐藤がん対策等担当課長）：

担当課長の佐藤でございます。本日は大変お忙しい中、また、このような業務終了後の時間に本部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、北海道受動喫煙防止対策推進プランの推進状況について、ご報告させていただき、次年度の取り組みについてご協議をさせていただいたところですが、今後も皆様方からのご意見などもいただきまして、本道の受動喫煙防止対策を推進してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後になりますが、委員等の皆様方にはこの2年間、北海道受動喫煙防止条例の基本計画となります、北海道受動喫煙防止対策推進プランの策定にあたり、書面開催やオンライン開催を通じまして、多くのご協力を賜りましたことに対し、深くお礼を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（今澤課長補佐）：

それではこれを持ちまして、第7回受動喫煙防止対策専門部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

